

請願第3号 市民の財産である施設「おあしす」元「はーとふる・ぽっと」営業店舗跡を市民のために開放することを求めるための請願書

紹介議員 遠藤義法
岩田京子
加藤克明

請願第3号

令和元年11月22日受理

1、件名

市民の財産である施設「おあしす」元「はーとふる・ぽっと」営業店舗跡を市民のために開放することを求めるための請願書

2、要旨

元「はーとふる・ぽっと」の場所を速やかに市民が利用できるように市民に開放してください。どのように利用するかは市民と共に検討してください。

3、理由

おあしすの開館当初から市民の憩いの場として活用されていた「はーとふる・ぽっと」が閉店してから1年半が過ぎました。未だに閉めたままの状態は不自然であり、有効活用すべきです。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和元年11月22日

請願者

住所 吉川市きよみ野3丁目
氏名 「おあしす会」代表 伊東一郎
他2020筆

吉川市議会議長 中嶋通治様

議決結果 採択